

令和3年第2回美祢市議会定例会会議録（その4）

令和3年6月16日（火曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	高木法生
13番	三好睦子	14番	荒山光広
15番	山中佳子	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主査	篠田真理		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	代表監査委員	重村暢之
デジタル推進部長	田辺剛	総務企画部長	藤澤和昭
地方創生監	大塚一輝	市民福祉部長	志賀雅彦
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	末岡竜夫
上下水道局長	白井栄次	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	松永潤		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

10 山中佳子

11 坪井康男

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第4号）、以上1件でございます。  
御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、御手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、猶野智和議員、秋枝秀稔議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。山中佳子議員。

〔山中佳子君 発言席に着く〕

○15番（山中佳子君） 純政会の山中佳子です。一般質問発言通告書に従い質問をさせていただきます。

まず、機構改革の目的と効果について。その中で、特に美東・秋芳各総合支所の機構改革と権限についてお尋ねします。

本年度4月1日より機構改革が行われ、様々な変化がありました。市の大きな行政組織の改革は、総務部・総合政策部が、デジタル推進部・総務企画部へと変わり、2つの部の担当内容はいまだによく分からないまま、今日に至っています。係長に代わって班長というポスト名の変更もありましたが、どのように仕事内容が変わったのかもよく分かりません。

その中で、特に美東・秋芳各総合支所においては、総合支所長が部長級から課長級に格下げされました。この件につきまして、理由をお聞かせください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の美東・秋芳総合支所の機構改革と権限についての御質問にお答えいたします。

まず、職員の定員管理につきましては、第三次行政改革大綱の改革項目に掲げて

おりますが、具体的には、普通会計職員数を令和5年度に333人とすることを目標としております。

これを進める中で、段階的に部局あるいは課の統廃合や部長級職員の課長職兼務等、管理職のポストを削減することで、行政組織のスリム化を実施することとしています。特に、部長職につきましては、他市と比較してもその割合が多いことから、部局のスリム化を図ったわけでございます。

また、本市のラスパイレス指数につきましては、令和2年度が100.2であり、3年連続で減少しておりますが、なお適正水準の維持が求められております。

加えて、本市の厳しい財政状況を鑑みますと、総人件費の抑制は大きな課題となっているため、職員構成において人事管理を行い、適正な職員割合となるよう取り組んでいくこととしております。つまり、住民サービスに直結する扶助費や各種支援費、それらの経費を維持するためにも、総人件費のコントロールは必要なわけでございます。

このような取組と並行しながら、本年度より新たに班制度を導入したこと同様、限られた職員数において、簡素で効率的な組織編成を行い、事務処理の効率化、スピード化と重層的な意思決定システムを変えていく必要があると考えます。

班制度導入については、従来、係長の上に主査、課長補佐になってたわけですが、それはもう班長という形での構成でございます。つまり、スピードを高めるためにも、重層的な意思決定システムを排除していく必要があると考えたためでございます。

こうしたことから、両総合支所を課扱いとし、総務企画部内に移管したところでございます。

デジタル推進部の設置については、全庁横断的な機能を果たす必要がある。特に、行政においての、特に国が示す17業務のオンライン化は、もう加速的に進んでいくことから、全庁横断的な組織としてデジタル推進部を設置したわけでございます。御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 昨年度までは、毎月本庁で行われていました部局長会議に部長級である総合支所長も出席して、それぞれのまちの問題点や要望等を取り次ぐこ

とができたと思います。片道、秋芳からは15分、美東からは30分かけて本庁に来るのは大変だったとは思いますが、地域住民にとっては、つながっているという安心感がありました。

しかし、今回の事態は中央集権的なものであり、周辺地域の声は聞く必要がないと思えるような措置であり、周辺地域の疲弊に追い打ちをかけるものであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、昨年度までは、定例部局長会議には、部長職である両総合支所長が出席しておりましたが、今年度より総務企画部の——内の課長職となったため、招集していないのが現状であります。

しかしながら、市の重要な政策課題等の総合調整を行う場である定例部局長会議には総務企画部長が出席しており、各地域における当該会議への提案事項は、総合支所長から事前に聞き取りを行うとともに、会議開催後には、その協議内容等について、毎月開催しております総務企画部内の課長会議において、両支所長へ直接伝達しておるところでございます。

このように、現在の組織に移行いたしましても、組織間で綿密な連携、連絡体制を取ることによって、今後も美東・秋芳地域住民の皆様方のニーズに応える——応えるよう努めていく所存であります。

したがいまして、今、山中議員が危惧されている件につきましては、そういうことがないように十分配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 過疎化の特に進行の早い旧郡部にとっては、今回の措置は落ち込みにさらに拍車をかけるものです。デジタル化が進み、リモートでも、インターネットでも意思疎通はできるとお考えの節もあるかと思いますが、今年サラリーマン川柳の中に「リモートで便利な言葉“聞こえません！”」というものがありました。

アナログ人間のまだまだ多い地方では、インターネットに頼り過ぎて、大事なことが見落とされていく、見過ごされていくのではないかと危惧しています。

そこで、市長に質問ですが、西岡前市長は、市民の声を真摯に受け止めるために、各公民館単位で移動市長室を行われていました。そのようなことをするおつもりがあるかお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の移動市長室についての御質問にお答えいたします。

本市では、市民の率直な声を市政運営に反映させ、市民が主役のまちづくりを推進する目的で、平成28年度から令和元年度の間、移動市長室を開設していたところでございます。しかしながら、その運営方法、特に開示性において問題点も指摘されてきましたことから、制度の見直しも検討されていたというふうに伺っております。

私は、市民に寄り添った市政運営を基本としております。したがって、市民とのパートナーシップの実現の鍵はコミュニケーションにあると考えております。

市民を主役とし、透明性や信頼性に基づく市政の推進、そして、即応性や柔軟性を持った市政への転換を図るために、市民の皆様との新たな対話の場を構築することが有用であります。このことから、現在、手法等について検討に入ったところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 市民は、その立場立場で様々な意見があります。私たち議員も広く網を張り、その声を拾おうと努めてはおりますが、大きな網目には、なかなか小さな声はひっかかりません。

先日も、御主人の転勤で美祢市に住むことになった子育て中のお母さんから、「美祢市はとてもすてきな場所で、子育てをするにはぴったりの場所なのに、支援が十分とはいえず残念です」という声を聞きました。

どこに相談したらいいかわからない人たちが、まだたくさんいらっしゃいます。そういう声を聞き、行政に生かしていくことがまちの発展につながるのではないかと思います。これからの市長の対策に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、教育委員会の廃止に伴う効果と影響についてお尋ねします。

秋芳町では秋吉公民館、美東町では美東センターにありました教育委員会も、今

回の機構改革において撤去されています。

各教育委員会の廃止に伴う効果と影響についてお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、山中議員の御質問にお答えしたいと思います。

内容につきましては、教育委員会事務局美東・秋芳両事務所の廃止に伴う効果と影響についてということでございます。

御案内のとおり、教育委員会事務局は、教育委員会の権限に属する事務を処理するために設置された事務局であり、事務局組織として、昨年度末までは、教育総務課、学校教育課、生涯学習スポーツ推進課、文化財保護課、世界ジオパーク推進課の5課に加え、美東・秋芳両事務所を設置しておりました。

しかしながら、今年度から機構改革の一環として導入されました班制度に伴い、業務体制や各課の所掌事務を抜本的に見直すとともに、美東事務所及び秋芳事務所を廃止したところであります。

両事務所の廃止に当たりましては、両事務所が処理しておりました事務内容を精査し、教育委員会事務局の既存の5課で対応できる事務はそれぞれが引き継ぐとともに、市民の皆様へ直接影響を及ぼす各種手続に関する事務につきましては、市民の皆様の利便性を向上させるため、事務事業ごとに事務処理マニュアルやチェックリストを再編し、地域の各公民館で申請受付ができる体制を整えているところであります。

具体的には、転入学や区域外就学、就学援助などの就学に関する業務は、各公民館でも申請受付が可能となるように体制を整えるなど、市民サービスの向上に努めているところであります。

また、美東・秋芳両地域の公民館の取りまとめや各種社会教育団体の後方支援など、両事務所で行っておりました業務につきましては、生涯学習スポーツ推進課を主軸に、大田公民館や秋吉公民館にも業務を振り分け、体制を整えているところであります。

そのほかの細かな業務につきましては、それぞれの所管課が受け持ち、業務が停滞することがないよう事務整理を行っております。

御質問の事務所廃止に伴う効果と影響という点では、これまで両事務所の業務を兼ねておりました大田公民館や秋吉公民館以外の各地域の方にも、地元の公民館に

において申請手続きができるようになったという点では、市民サービスが大きく向上していると考えております。

今後も、各課の業務や公民館での申請受付の状況を確認し、事務がスムーズに進められるよう改めて、市民の皆さんのサービス向上につながるよう改善を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 確かに、人口の減少、高齢化によって、児童生徒数の減少、生涯学習に取り組む団体も減ってきてはおります。

秋吉公民館においては、教育委員会の仕事量の割には、会計年度任用職員の数も多いかなとも思っていました。このたびの職員の減少は、火が消えたような静けさです。一気にこれだけの荒療治をしなければならなかったのか疑問に思います。

このような状態において、教育委員会事務局に所属している社会教育主事の果たす役割は大きいと思いますが、事務局として、核となる人が1人でもいれば、住民の不安も解消されるのではないかと思います。

そこで、現在、美祢市教育委員会には何名の社会教育主事がいて、どちらに配属されているかお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、山中議員の再質問にお答えをします。

社会教育主事につきましては、伊佐公民館に1名、教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課に2名を現在配属しております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 社会教育主事については、次の質問にも関係しますので、次に、公民館の在り方についてお尋ねします。

社会教育法第20条によりますと、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために各種事業を行い、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

公民館は、地域住民の生涯学習の拠点として、また、地域コミュニティの場としての役割を担っていると思います。美祢市内13の各公民館にこそ、社会教育主事が

常駐し、自ら地域の特性を調査・研究し、地域を引っ張っていくリーダーの養成に努めるべきであろうと思います。

特に、教育委員会の事務局が廃止された美東・秋芳地域において、社会教育主事は必要な存在だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 公民館の在り方について、社会教育主事の配置等に併せて御質問をいただきました。お答えをしたいと思います。

公民館は、議員御指摘のとおり、社会教育の拠点施設であり、人づくり・地域づくりの拠点でもあります。

まず、この公民館への社会教育主事の配置についてであります。

社会教育主事につきましては、地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出すことや、地域活動の支援を行い、地域住民の学習ニーズに応じていくこと、さらには、学んだことを地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげること等がその役割であります。

この社会教育主事の配置状況につきまして、平成30年社会教育調査では、社会教育主事を配置している1市教委当たりの全国平均は1.8人となっており、美祢市教育委員会では3人と、全国平均を上回っている状況にあります。

生涯学習やまちづくりを推進していく上で、社会教育主事の配置は重要であると認識しており、先ほど答弁したとおりであります。現在、伊佐公民館に1名配置するとともに、社会教育主事が配置されていない公民館についても、公民館の取りまとめを行う生涯学習スポーツ推進課に配置している2名の社会教育主事が各公民館に助言をするなど、社会教育主事を全公民館に常駐させなくても、地域づくりがしっかり行える体制を取っているところであります。

一方で、社会教育主事の果たす役割の重要性に鑑み、年次計画的に社会教育主事の資格取得を推進するとともに、引き続き、効率的かつ地域バランスの取れた配置をしてまいりたいと考えております。

この資格取得に当たりましては、講習期間が約1か月にわたることから、講習に参加できる体制の整備や予算の継続的な確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度は、社会教育主事講習に、生涯学習スポーツ推進課の職員が1名参加することとしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 職員のスキルアップが地域の発展にも大きく影響してくると思います。講習を修了した社会教育主事には、しっかりと力を発揮していただきたいと思います。

次に、提案ですが、一部の地域では既に行われていますが、各公民館単位に、1日も早く地域コミュニティの拠点としてのまちづくり協議会を設置し、コミュニティに係る補助金を一本化し、その用途はコミュニティの裁量に任せるという思い切った措置は取れないでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 山中議員の再質問にお答えをいたします。

現代社会の変容の中、行政サービスの維持といった、いわゆる公助を期待する地域住民の受け身の意識から、自助・共助の視点を持って自ら生活する地域をつくっていくという、地域住民の主体的な意識に転換していくことが必要であると考えております。

公民館を地域コミュニティの拠点として、地域の人々のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図っていかねばならないと考えております。

なお、公民館・出張所は、行政サービスの最前線として、様々な相談の窓口になっているところであります。必要に応じ、市の担当部署につないでいくなど、引き続き住民の皆様へ寄り添って、市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） ありがとうございます。

次に、これからのまちづくりの在り方についてお尋ねします。

各地域、旧美祢市・美東町・秋芳町のそれぞれの特徴あるまちづくりについてお尋ねします。

美祢市役所周辺のまちづくりについては、平成28年より、議会や若手職員の提案等様々な取組がなされ、青写真も出来上がっているようですが、美東・秋芳地域についてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと待ってください。山中議員、何か補助金のことか何か……。お尋ねは、もう1つ。お答えがないですが。藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 御質問のありましたコミュニティに関係する補助金についてお答えしたいと思います。

現在、地域振興課におきまして、地域の拠点づくり推進事業に取り組んでおり、拠点活動支援を行っております。

この事業は、大きくハード事業とソフト事業の2つに区分され、そのうちハード事業では、備品の整備及び集会所の修繕や新築に対して補助するものです。ソフト事業では、地域自らが地域の現状と課題を抽出し、将来に向けた方針を策定する際に係る経費及びこの方針の実現に係る経費に対して補助を行っております。

そのほかにも、総務課が実施しております地域の自主防災活動への支援や、社会福祉協議会が実施しております防犯灯及び防犯カメラの設置費用への助成があります。建設課におきましても、市道や生活道の草刈り作業に対して報償金をお支払いする事業を実施しております。このように、各部署で地域コミュニティの醸成を図るため様々な事業に取り組んでいるところであります。

地域団体には様々な規模があるため、各部署がその団体の規模に応じ、また、地域活動に関する支援を行っております。直ちに一本化するためには、支援の精査が必要と考えますが、今後も地域のニーズに応えられるよう検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員から、これからのまちづくりの在り方、各地域それぞれの特徴あるまちづくりについて御質問をいただきましたので、その答弁をさせていただきます。

山中議員のこれからのまちづくりの在り方の御質問にお答えいたします。

各地域それぞれの特徴あるまちづくりについてであります。まず、美祢市役所周辺のまちづくりにつきましては、都市拠点の中の中心市街地にスポットを当て、平成28年12月に、美祢市議会政策討論会や市職員で構成するワーキンググループの提案や、各種計画の市民アンケート結果などに基づき、具体的な土地利用や整備事業などの検討資料として、都市拠点における中心市街地の土地利用及び整備事業方

針案を作成したところでございます。

一方、美東・秋芳地域につきましては、令和元年度に作成いたしました美祢市都市・地域拠点活性化計画では、各総合支所周辺の地域拠点において、生活環境を整え、人口の定着を促すような日常生活に必要な便民施設の維持・誘導などを推進することとしております。

このことから、都市拠点における中心市街地の土地利用及び整備事業方針案と同様に、具体的な土地利用や整備事業方針につきましては、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 美東・秋芳総合支所庁舎等の新設の整備計画は、合併推進債の適用制限が延長されたこと、地元業者の受注機会の確保について要望書が提出されたことなどを総合的に判断された結果、予定より1年7か月も遅れることになりました。

先日、秋芳地域のまちづくりを考える団体より、秋芳地域の活気を取り戻すため、まちづくりの要望書が議会に提出されています。

現在、秋芳地域には、買物や食事をする十分な商業施設がありません。この中では、スーパー等地元住民の利用と観光客対応ができる施設の誘致、六次産業化に向けた施設の設置など、秋芳地域のまちづくりについてのガイドライン、計画づくりの早急な作成、実施を切実に希望され——要望されています。市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の再質問にお答えいたします。

まず、秋芳総合支所の——新しい秋芳総合支所の建設の1年7か月延長については、この場をお借りし、改めておわび申し上げます。

秋芳地域のまちづくりについてのガイドライン、計画づくりの早急な作成、まず、実施についてお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどの答弁とも重複いたしますが、本市では、まず、平成29年度に都市計画法第18条の2に定めます市町村の都市計画に関する基本的な方針に基づき、まちづくりのガイドラインとして、美祢市都市計画マスタープランを作成いたしました。こ

のプランの中では、地域別まちづくり構想として、各地域のまちづくり方針や取組方針について定めたところであります。

引き続き、令和元年度に、美祢市都市計画マスタープランの個別計画として、本庁舎周辺及び各総合支所周辺における公共施設や医療、福祉、商業などの生活サービス機能の維持・誘導などを目的とした美祢市都市・地域拠点活性化計画を作成いたしました。

今後は、これらの計画などを踏まえ、本庁舎周辺の都市拠点における立地適正化計画を策定することとしております。

これと並行して、秋芳総合支所周辺、美東総合支所周辺の各地域拠点にもスポットを当て、具体的な土地利用や整備事業方針につきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、今後、例えば民間事業者からオファーがあった場合や、土地利用において迅速な対応が求められる場合などには、その都度、美祢市都市計画マスタープランや美祢市都市・地域拠点活性化計画などを念頭に、積極的な対応に努めてまいりたいと考えております。

せんだって、秋芳の方より要望書を頂いております。それも併せて、総合的に検討に入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 現在、秋芳地域では、2店舗のスーパーが頑張って営業をされていますが、地域住民の購買意欲を駆り立てるものではなく、買物の手段を持たない方々は移動スーパーを利用されています。それはそれで、必要なものがそろうという最小限の要求は満たされますが、交流の場、人と接することのできる場づくりという点では、ある程度の規模の商業施設は必要だろうと思います。そういう施設があれば、乗り合わせてでも人は集まり、にぎわいが少しでも創出されるのではないかと思います。

また、秋芳地域には、六次産業に取り組もうとしている若い世代の人たちがいます。しかし、試供品を作るにも作る場所がない、売る場所がないと言われていています。六次産業振興推進室にも相談し、協力して前に進もうとされていますが、なかなか難しいようです。新たな施設、きちんと許認可の取れた施設の設置、運営が喫緊の

課題ではないかと思えます。前向きな御検討をお願いしたいと思います。

次に、国勢調査の結果における人口の減少について、検証をお願いしたいと思います。

5年に一度行われる国勢調査において、昨年行われた国勢調査では、美祢市は13市の中では1番の11.1%の減少率でした。美祢市の中でも、秋芳町の人口の減少率は14.49%と大幅な落ち込みとなり、大変ショックを受けています。

人口の減少を食い止めるためには、どのような施策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、特に秋芳地域の人口は14.9%の減少と、他の2地域と比較して減少率が大きくなっております。

本市は、全国に先駆けて、少子超高齢社会に突入し、若年女性人口と出生数の減少、人口の社会減のマイナスなど、予測を上回る人口減少となっております。

また、少子高齢化や人口減少は、地域社会を支える人材の不足など、深刻な影響を与えるものであり、これらの対策は、本市にとって最も重要で、かつ待ったなしであると認識しております。

このことから、令和2年度に、第二次美祢市総合計画及び第二期美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略をスタートさせ、これらに基づく諸施策に取り組み、人口減少対策を進めているところであります。

令和3年度における取組の一部を申し上げますと、多様で重層化した少子化の要因を分析し、市全体として少子化対策に一体的に取り組むため、本年5月に庁内横断的な組織、少子化対策プロジェクトチームを立ち上げ、具体的な方策立案に向け、協議を開始したところであります。

また、関係人口及び定住人口等の増加を目的に、本市への移住及び2地域居住等を検討されている方を対象に、市内での生活を体験していただく体感みね暮らし関係人口等創出事業を、秋芳地域では、TRIP BASE COCONEELや木の村 with オフ、柚葉の御賛同を得て実施しております。

そして、結婚支援についても重要な取組の1つとして位置づけ、現在、市定住促進協議会において、新たな婚活支援事業に着手したところであります。

さらに、本年4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法では、過疎地域の市町村は、非過疎地域になることを目指し、積極的に地域活性化等の取組を推進する計画を策定することとされたところであり、本市においては、市議会12月定例会への議案提出に向けて、持続的発展のために実施する事業等を記載した計画の策定に取り組んでまいります。

先ほど申し上げましたように、少子化対策プロジェクトにおいて、人口減少の要因分析、対策を行っていきますが、特に職員には、自分の将来に影響するので、自分事として取り組むよう指示したところであります。

私は、総合計画の住民アンケートについては、全て目を通させていただきました。危惧すべきことは、特に若い世代の住民、地元への愛着の低下、また、他力本願の傾向が強いということであります。

やはり、Uターン、Iターンを促進する。また、特に地元で育った子を呼び戻す。そのためには、実際に住んでいる我々がいい場所だということを行うこと、そして、いきいきと元気で暮らしていかなければ、彼ら彼女らは戻ってきません。

村田議員の一般質問の際にも、炭鉱閉山時の話に少し触れさせていただきましたが、当時は民間主導で、地元で働こうキャンペーンも展開されたところがございます。

どうしても、人口減少対策は行政の力だけでは限界がございます。議会の皆様の御協力、市民の御協力が不可欠であります。御支援、御協力いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 現在、事業計画策定中とのことですが、私たち市民も、一人一人の努力はもちろんしていくつもりですが、個人の思いだけではどうしようもない、できない、市の指導により方向性を示していただくことが、今一番必要なことだと思います。

先ほども申し上げましたが、今から3年4か月後に、総合支所ができました。さあ、それからまちづくりを始めましょうでは、秋芳地域には人はいなくなります。むしろ、総合支所ができるまでに、まちづくりの拠点となる施設の計画、建設を希望します。秋芳地域はそれほど追い詰められています。どうかどうかよろしく願いいたします。

次に、統廃合後の小学校の利活用について、特に、旧嘉万小学校の解体予定と旧下郷小学校の利活用についてお尋ねします。

秋芳町内には、13年前の合併時には5校あった小学校が、児童数の減少により統廃合が進められ、現在は2校になりました。旧別府小学校は別府公民館に、旧本郷小学校は農業法人が事務所として使用し、有効に利活用されています。

旧嘉万小学校は解体の予定と聞いておりますが、その後の経過はどのようになっていますでしょうか。また、本郷小の体育館の解体についてもお尋ねいたします。旧下郷小学校の利活用についても、どのようになっているかお尋ねしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 山中議員の統廃合後の小学校の利活用等について、旧嘉万小学校の解体予定、旧下郷小学校の利活用、本郷体育館等についての御質問にお答えをさせていただきます。

統廃合後の学校の利活用につきましては、地域活性化につながる利活用を地域が要望される場合は、その要望に基づき協議を進めており、これまで、コミュニティセンターを設置するなどの取組を行っているところであります。

議員御指摘の旧嘉万小学校につきましては、地域からの利活用要望が最終的に至らなかったため、市の内部協議を経て、解体を行うことを決定しているところであります。

しかしながら、御案内のとおり、旧嘉万小学校は、現在も併設の嘉万学校共同一学校給食共同調理場を現在も稼働させており、旧嘉万小学校解体に伴う異物混入等のリスクを回避するため、現在は教育総務課所管施設として管理しているところであります。

議員御質問の解体時期につきましては、現在進めております学校給食センター新設事業の完了後、旧嘉万小学校及び嘉万学校給食共同調理場を同時期に解体する予定としておりますが、現在のところ、令和7年度以降での解体を予定しているところであります。

また、旧本郷小学校の体育館、現在は本郷体育館という名称でございますが、本郷体育館につきましても、解体を行う方針で進めておりますが、解体時期につきましては、令和4年度以降のなるべく早い時期を考えているところであります。

現在、本市には多くの大型プロジェクトを計画しておりますので、市の財政状況も考慮しながら、早期の解体に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、旧下郷小学校の利活用についてであります。

旧下郷小学校につきましても、利活用の要望がないことから、市の内部で利活用方法を検討したところであります。その結果、現在、校舎は市役所の書類保管場所として活用しているところであります。また、体育館につきましては、下郷体育館として管理しており、スポーツ少年団のバレーボールチーム等が練習で使用されているところであります。そのほか、プールにつきましては、今年度中の解体に向け準備を進めているところであります。

少子化が進む中で、子どもたちのよりよい学びの環境や成長のため、今後も学校の統廃合は避けて通れないことではありますが、学校施設の利活用につきましては、それぞれの地域に寄り添いながら協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 旧嘉万小学校においては、昨年末から新年にかけて、有志により校舎全体にイルミネーションが施され、地域の方をはじめ、うわさを聞いた人たちが見学に訪れたというエピソードもありました。若い人たちの発想に驚かされましたが、日頃は無人であり、犯罪の温床になることもなきにしもあらずです。

解体まで、保安管理はきちんとされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 旧嘉万小学校における保安管理についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員御紹介のイベントにつきましては、昨年12月20日から年明け1月4日までの間に実施された「KAMA～AKAGOイルミナイト」と思われます。

このイベントは、嘉万・赤郷公民館を主体に、赤郷地区振興会や美祢市観光協会、秋芳地区社会福祉協議会等の地域の皆さんの御協力によって実施されたイベントでございます。まちを明るく灯し、元気を取り戻したいという皆さんの思いが1つになった、まさに地域力により成し遂げられたイベントですが、期間中は多くの方々が見学に訪れ、にぎわいを取り戻せたのではないかと感じております。

このような遊休施設を活用したイベントの開催につきましては、教育委員会事務

局といたしましても、でき得る限りの御協力は行ってまいりたいと思っております。

御質問の趣旨は、廃校となった旧嘉万小学校の保安管理であります。

施設につきましては、廃校後も機械警備を継続し、管理しているところであります。

一方、グラウンドの管理状況といたしましては、草刈り作業をシルバー人材センター等に依頼しておりますが、不定期な作業依頼となっております。

厳しい財政状況下ではありますが、定期的な作業を実施できるように、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 若い世代が少なくなったことに伴い、小中学校に通う子どもたちの数も減少、その結果、小中学校の統廃合が進み空き校舎が増えるという状況は、美祢市内全域の問題だろうと思います。うまく利活用されている地域もありますが、これからさらに高齢化が進むと、現在管理運営されている地域の方の負担も大きくなるのではないのでしょうか。解体も含めて、きちんとした計画づくりが必要となってくると思います。

次に、定住促進政策についてお尋ねします。

美祢住宅団地の来福台の販売状況と定住促進のための補助金についてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 美祢住宅団地「来福台」の販売状況と定住促進のための補助金についてであります。

まず、美祢住宅団地の販売状況についてお答えいたします。

美祢住宅団地の来福台は、平成7年7月から分譲を開始しており、これまで8期に分けて分譲しております。

令和3年3月31日時点での分譲状況は、全982区画に対し、分譲の用に供した区画は813区画であり、そのうち692区画が売却済みとなっております。

平成7年7月から分譲を開始して、今年で26年目を迎えますが、その間、市民の皆様への市外転出の抑制を図るとともに、市外から新たな市民のお迎え——皆様をお迎えしており、本市の定住施策を担ってきたところです。

それでは、来福台の販売状況について申し上げます。

議員からお尋ねのありました販売状況ですが、直近の3年間の販売状況ですが、平成30年度及び令和元年度が各4区画、令和2年度は8区画売却しており、3年間の合計が16区画となっております。この結果、本年3月末現在で、来福台には659世帯1,725名の方がお住まいになられております。

これは、市内企業への訪問、新聞広告からウェブ広告への変更、分譲地の価格改定など複数の原因が影響した結果と分析しております。

これによりまして、令和2年3月末現在、未分譲地を含めます残りの区画数は290区画となっております。

また、長田定住団地及び旦住宅団地「りんどうの丘」の販売状況につきましては、長田定住団地は令和2年度に1件の新規契約があり、残りの区画が4件となっております。りんどうの丘は、平成28年以降、新規契約がなく、残りの区画は1区画となっております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） ありがとうございます。

定住促進施策のための最大300万円の住まい応援事業補助金は有効に活用されていますでしょうか。見直すべき点はないか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） それでは、続いて、定住促進施策のすんでみ～ね。住まい応援事業について御説明します。

これは、以前のMineワクワク住マイル事業の内容を一部見直し、平成30年4月1日から開始した事業です。

事業概要を申し上げますと、平成30年4月1日から令和4年3月31日までに市内で住居を取得された場合、各種要件に該当した市民の皆様に対して、最大300万円の補助金を交付し、その補助金額を10年に均等分割して交付する事業です。

平成30年度から令和2年度まで、補助金交付決定件数は80件、交付決定金額は4,779万円で、その内訳は、平成30年度は18件1,090万円、令和元年度が26件で1,379万円、令和2年度が36件で2,310万円となっております。

また、補助金の交付は10年間で分割交付するため、単年度の支出予算は抑制され

ますが、後年度においては、一定の期間にわたって財政負担を強いられることとなっております。

一方で、交付決定件数の80世帯は、本市に定住していただくこととなるため、固定資産税等、税収入など直接に、あるいは生活に伴う消費の拡大など間接的な財政上の効果が見込まれております。

さらに、この事業を実施することにより、市民の皆様の市外転出の歯止め及び市外転入の促進を図る要因になっていると考えております。

このことから、すんでみ～ね。住まい応援事業は、定住促進を図る上で重要な事業と位置づけているところです。

この事業は、先ほど御説明しましたように、令和4年3月31日までに住宅を取得した市民の皆様が対象であり、申請期限が住居を取得した日から1年後であることから、事業期間は令和5年3月31日までとなっております。事業内容につきましては、本年中に見直しを行い、次期事業の構築を進めてまいる予定としております。

さらに、他の定住促進事業として、住居取得または転入により三世帯同居等を開始した市民の皆様に対して、30万円を3年間に均等分割して交付する三世帯同居等促進事業や、本市の空き家情報バンクに登録した空き家を購入した場合、その空き家のリフォームに対し補助する、空き家有効活用促進事業に取り組んでいるところです。

今後も、すんでみ～ね。住まい応援事業をはじめとした事業に取り組み、定住促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） ありがとうございます。

次に、市営住宅解体後の土地活用についてお尋ねします。

現時点で、解体されて空き地となっている土地の面積と今後の利活用についてお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 山中議員の市営住宅解体後の土地活用についての御質問にお答えをいたします。

市営住宅解体の現状でございますが、過去5年間で10戸の住宅を解体しておりま

す。しかしながら、市営住宅の団地内に1戸でも入居者がおられる場合は、団地全体としての一体的な土地利用が困難となることから、市の方針といたしましては、空き家が発生しても入居募集は行わず、全ての入居者が退去され、団地全体の用途廃止が可能となった段階で、民間への売却などを検討していくこととしております。

また、現在、団地全体の用途廃止した土地といたしましては、大嶺町の上領第2団地、3,001平方メートルにつきまして、昨年度、全戸解体を行い更地としたところでございます。上領第2団地の土地は、埋蔵——文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地、上領遺跡の範囲内であることから、試掘調査を実施したところ、遺構が複数確認されました。したがって、当該土地につきましては、出土品の分析結果を踏まえて今後の利活用を検討することとしております。

次に、一般的な用途廃止された団地の土地活用方針といたしましては、土地売却を含めた民間活力による土地利用を最優先に検討することとしております。

その際、美祢市都市計画マスタープランなどの土地利用計画、周辺学校施設や交通の利便性などの居住環境の状況、観光、農業等の地域産業の状況などについて総合的に判断を行い、地域の活性化、利便性、快適性の向上につながる土地利用に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 今後、解体予定の市営住宅についてお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 山中議員の、今後解体予定の市営住宅についてであります。

さきの岡山議員の御質問にお答えしたとおり、今後の市営住宅の解体予定といたしましては、公営住宅等長寿命化計画による世帯数等の将来推計を踏まえ、優先的用途廃止とする団地を定めておりますが、この計画に基づいて解体を実施し、市営住宅の適正な戸数管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） ありがとうございました。

コロナ禍の今、以前ほど自由に出歩くことができなくなり、巣ごもりや家での仕

事を余儀なくされている若い世代の人たちにとって、家に対する思いは大きくなっており、家を建てる人が多くなっているという情報もあります。

ウィズコロナ・アフターコロナを見据えると、今こそ美祢市に人を呼び込むチャンスだと思います。他の地域に比べ土地代が安く、静かな住環境、治安もよく子育てには十分過ぎる条件が、特に来福台には整っています。

しかし、小学校への通学距離の問題、硬度低減化された上水道が供給されてはいますが、水に対する不満等、美祢市をついの住みかには選ばなかった人たちの声は、市のほうに届いているのでしょうか。一つ一つの問題にきちんと取り組まない限り、これからの宅地販売は困難を極めると思います。

しかし、逆に言えば、問題をクリアすれば定住してもらえる可能性は大いに期待できます。補助金の有効活用も含めて、まちづくりの観点から、議会でもこれから検討し、執行部に提言していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、固定資産税及び都市計画税の課税免除についてお尋ねします。

まず、対象となった奨励措置とその後の効果についてお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

まず、美祢市企業立地奨励条例について御説明申し上げます。

本条例は、本市における企業の立地に対する奨励措置を講ずることにより、本市産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に、平成25年7月に施行しました。

奨励措置の内容は、固定資産税及び都市計画税の課税免除、雇用奨励金の交付、事業所の設置のための便宜の供与となっており、課税免除の対象期間は3年間としております。

奨励措置を受けるには、市において、指定事業者の指定を受けていただくこととなります。

指定の要件は、本市に事業所を新設・増設または移設する事業所であること、投下固定資産税総額が5億円以上であること、新規の常時雇用者が15人以上であることとしておりますが、中小企業におきましては、投下固定資産税総額が5,000万円以上、新規の常時雇用者が5人以上、そのうち市内の中小企業にあっては、それぞれ3,000万円以上、そして、3人以上としております。

また、主な対象業種は、製造業、道路貨物運送業、卸売業、情報処理サービス業

及び旅館・ホテル業としております。

次に、その後の効果についてお答えいたします。

美祢市企業立地奨励条例に基づく課税免除は、創業開始した日などの後、最初に固定資産税を課することになった年度から3年間となっておりますので、課税免除の後、固定資産税等の税収が期待されます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 今年度予算において、固定資産税が大幅に増加し、この条例の効果が徐々に出てきているのではないかとと思いますが、今後の見通しはどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） ただいまの山中議員の再質問にお答えいたします。

今年度の税収増につきましては、令和3年市議会第1回定例会予算決算委員会の令和3年度当初予算におきまして、固定資産税償却資産のうち1,000キロワットを超える太陽光発電設備、いわゆるメガソーラー設備の稼働開始に伴うものが主な要因であると説明したところでございます。

これは、地方税法に基づく課税であります。現時点では、今年度事業開始予定であるもの以外、メガソーラー設備の計画は把握しておりません。

なお、美祢市企業立地奨励条例を活用した事業者におかれましては、課税免除期間を終了した事業者が引き続き市内で操業されており、一定の効果が表れ始めているところであります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 時間が迫っておりますが、もう1点だけお尋ねします。

従業員のための社宅建設等は対象となり得るか、お尋ねしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

本条例の奨励措置は、先ほどの御質問の際にも申し上げましたとおり、固定資産税及び都市計画税の課税免除、雇用奨励金の交付、事業所の設置のための便宜の供与があります。

このうちの課税免除の対象については、社宅は、直接事業の用に供するために必要な施設に該当しないことから、対象には含まれないこととなります。

しかしながら、社宅等、労働者の住環境に対する支援は、雇用確保、人口定住の観点から重要なことであると考えます。

地域の住宅事情や企業の意見等を広く参考に研究し、人口定住策として、今後、検討してまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○15番（山中佳子君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

企業誘致により、市の条例や地方税法により、3年間は固定資産税は免除対象となりますが、その後は税収の増加が見込まれます。

市としましても、待っているのではなく、市長のトップセールスも含めて、企業誘致にもっと積極的に打って出ていただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。

〔山中佳子君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。坪井康男議員。

〔坪井康男君 発言席に着く〕

○8番（坪井康男君） 純政会所属の坪井康男です。一般質問順序表に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

質問のテーマは、以下の3点です。

1点目は、篠田市長の人事に関する考え方についてお伺いいたします。2点目は、篠田市長の政治姿勢についてお伺いします。3点目は、美祢観光開発株式会社、すなわち道の駅おふくの決算書に関わる問題、以上の3つの問題について質問いたします。

なお、1点目、2点目については、事柄の性質上、事前に質疑内容について調整

をいたしておりませんので、篠田市長の生のお声が聞けるんじゃないかと大いに期待しているところでございます。

それでは、まず、篠田市長の人事の考え方について、何点かお尋ねをいたします。

最初に、副市長及び教育長の人事についてどのようなお考えか、お伺いをいたします。

副市長及び教育長は、言わば、市長の市政運営を支える車の両輪ともいえるようなキーパーソンであると考えます。

この6月1日付の山口新聞に、萩市の副市長、教育長の人事案が、9日に開会予定の市議会定例会に提出されるとの記事が出ておりました。前任の——萩市の前の前任の副市長と教育長は、3月の市長選で、新人の田中文夫氏が初当選したことに伴い、3月末に退任して空席となっていたとのことでございます。

この記事のように、私は、市長が代われれば、副市長、教育長も交代するのが普通ではないかと思っておりますが、美祢市においては、現副市長、教育長ともに前任の市長が選任され、それぞれ1年以上留任の上、鋭意その職務に取り組まれています。

このことは、篠田市長は、副市長及び教育長の手腕を高く評価され、この要職の人事刷新の必要性はないと考えておられる証左なのか。それとも、前市長の人事を単に追認しておられるだけのことなのか、お伺いをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えします。

人事案件でございますので、お答えする必要はないかとは思いますが、あえて申し上げさせていただきたいと思えます。

私は、行政の安定性、運営性は、もう必要不可欠だと思っております。

副市長、また教育長につきましても、私の依頼した事項等については、粛々と誠実に業務を遂行していただいております。

したがいまして、今時点では、副市長の交代とか、そういうのは考えておりません。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） ありがとうございます。

大変お二方とも、誠心誠意職務に精励しておられますし、市長も交代の必要はないと、このような御答弁でございました。大変安堵いたしました。

それでは、人事問題の2点目に移ります。

例えば、今年4月に新しくデジタル推進部が創設されましたが、これを推進するのに、学校を卒業したばかりの新入職員か、既存職員をスキルアップして対応するのか。あるいは、この分野に明るい専門的能力を持ち、即戦力となる人材を企業等から中途採用して新規業務を推進する方法が考えられます。

このような観点から、ここ直近で、他の自治体や企業から特定の能力を持った方、あるいは、シルバー人材活用の観点から、美祢市以外の自治体の定年退職者を美祢市職員として採用された実績があるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

まず、デジタル推進部でございます。

これは、今議会、また、前議会を通して御説明させていただいているところでございますけど、デジタルの推進というのは、もう加速的に進むということで、デジタル推進部を設置したところでございます。

現時点では、市の職員でデジタルに詳しい者を充てておりますが、田辺部長も答弁したように、専門の人材登用も考えているところでございます。特にアドバイザーを、総務省の認定を受けたアドバイザーの派遣、設置を予定しているところでございます。

今後につきましては、デジタル人材の確保、活用は必要不可欠でございますので、今後の外部からの登用については、現在、検討しているところでございます。

そして、職員派遣の件について御説明をさせていただきたいと思っております。

人事交流及び人材派遣につきましては、市の重点施策を推進し、職員の政策形成能力等の向上を図るという方針の下、国・県及び関係機関に対して今年度も継続的に実施し、本市からは、消防職員も含め、現在9名を派遣し、国からは2名の職員派遣をいただいております。人材育成及び組織の活性化という効果につながっておりますというふうに考えております。

また、今年度の新たな人事の取組といたしまして、主に、次の3点を実施しているところでございます。

まず、1点目でございます。

地域活性化企業人制度という国の人材派遣制度を活用し、専門的知識を持った外部人材を採用しております。これは、3大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、幅広く地域活性化の課題に対応して地域を起こす企業人材の派遣に係る制度でございます。

今年度は、日本航空株式会社及びJALセールス株式会社様より、それぞれ1名の社員を派遣していただき、民間のスペシャリストとして、専門知識や業務経験を生かして、観光業務における課題解決等に取り組んでいただいているところでございます。

2点目は、職員の育成に長期の期間が見込まれる分野におきまして、高度の専門的な知識経験や優れた経験を持つ人材を外部から柔軟に採用しており、今年度、先ほど言われました県の退職者であります、農林課に2名配置しております。

施策立案や課題の解決、国・県等の関係機関との連携強化など、本市の農業振興に大きく資するものと考えております。

3点目でございますが、みね健幸百寿プロジェクトの一環といたしまして、職員を山口県立大学大学院に入学させ、授業を受講することによって、保健・医療・福祉の専門分野における専門家との意見交換ができる環境を整備し、専門的知識習得による保健施策立案に取り組む高度人材の育成、そして、保健・医療・福祉の分野に加え、デジタル化時代に対応可能な高度人材、いわゆるデータ処理が可能な人材を育成しようということでございます。

以上が御質問に対する答弁でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 人材育成のために、大変幅広く人事の交流、このようなことを進めておられると。大変素晴らしいことだと認識しております。

1点、さっきちょっと、県の職員だった方を2名採用されたと聞いておりますが——お聞きしましたが、私がお聞きしたのは、この2人、両方ともかどうかわかりませんが、県を定年退職された方と、こういうふうなことを聞いております。この方が農林課に配属されてると、農林課の主幹ですかね。もう1人は知りませんが。こんなお話を聞いております。

ちょっと違和感を感じるんです。というのは、元県の職員を再任用というような響きがあります。美祢市の職員を再任用と、これはよく分かるんですけども、何がゆえに、県の職員を再任用するというような形に見えます。内実は違うかもしれませんがね。この理由についてお伺いしたいと思うんです。

特段の余人にもっては代え難いというキャリアを持っておられる方なら別です。そうでない、県の職員を卒業したから美祢市で再任用する。極めて、何か違和感を感じるところでございます。

この辺の理由について、もうちょっと詳しく御説明願います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

1名は、美祢市——現在、農林課の主幹として勤務していただいております。経歴は、元美祢農林事務所の所長でございます。

主幹は、かつては、どっちかというと林業のほうのスペシャリストでございます。実際に林野庁にも出向された時期もありますし、阪神淡路大震災のときには、農林業復旧のための兵庫県への派遣も実施——行かれた方でございます。農林業の再構築事業のためには、事業を進めていくためには、どうしても国・県の力添えも必要なわけでございます。

これにつきましては、もう本当に代え難い存在だということで、ぜひ、美祢市の再任用でありますけど来ていただきたいということで、県と調整し、美祢市の農林課主幹として勤務していただくこととなったわけでございます。

また、もう一方は、これ非常勤でございますが、主に六次産業のアドバイザーでございます。この方も県の要職を歴任され、特に、ぶちうまとか生産——流通関係には特に詳しい方でございますので、すばらしい方をお迎えしたというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 一言、ちょっと訂正させていただきます。

美祢市の再任用としての任用ではなくて、期限付任用職員としてお迎えしたということでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） そのお二方が、本当に美祢市の職員として必須なキャリアをお持ちであり、ぜひともということであれば、それは分からんでもございません。

だけど、お聞きしたら、林業の専門家ということでしたね。もう一方は六次産業と。で、六次産業とか林業の専門家っていうのは、どういう専門家なんでしょうね。

例えば、林業の専門家ならば、カルスト森林組合にいっぱいいらっしゃるんじゃないのでしょうか。要するに、農林課として、本当に必要な人材なのかという意味でお伺いしとるわけです。これ以上聞いてもお答えはないと思いますが。

私は、再任用じゃないとおっしゃるけど、それは当たり前ですよ。私は、そのように見えると言ってるんであって、わざわざ元県の職員をね、再任用の形に見えるからと申し上げたんですよ。別に再任用じゃないですよ。それは誤解しないでください、私の質問を。

県をお辞めになった方を、特別な資質があれば別です。なぜ採用されたかって、そこを聞いてるんです。もう一遍答えてください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

特別な資質と、それと、いろんな人脈等がおありであるから任用させていただきました。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） これ以上お聞きしても同じ答えだと思いますので、次の質問に移ります。

次に、2点目の篠田市長の政治姿勢についての質問に移ります。

インターネット等の情報によりますと、どうやら衆議院の解散は9月と、そして、選挙は10月10日頃ではなかろうかと、そういう観測が流れております。

昨日も不信任案が否決されまして、普通だったら、二階幹事長はそれを出すんなら解散だって息巻いておられましたけど、粛々と否決して終わる。ということは、どういうことかということ、今申し上げたように9月解散、10月10日頃の選挙と、こういうふうになろうかと思えます。それはどうでもいいんですが。

なぜ、この話をしますかと申しますと、先ほどおっしゃいましたように、美祢市

には社会復帰促進センターがあり、また、世界ジオパーク認定を目指した活動も進められております。それらの重要な事業の円滑な推進に関連して、美祢市では、おっしゃったように、法務省並びに文科省から各1名の貴重な人材の出向を仰いでおり、国との人的なつながりが大変に深いと、このように認識しております。

このような国との深い関わり合いを持つことができたのも、ひとえに、現職の衆議院議員の御尽力のおかげであると考えております。

このような美祢市において、国政の今後を占う衆議院議員選挙には、市政に携わる者の一員として無関心ではおられません。

去る6月7日付の山口新聞は、「美祢の林氏後援会事務所開設」の見出しの下で、次のように報じております。

美祢市は、河村建夫氏が現職を務める衆議院山口3区内だが、地元には、林芳正氏の衆院くら替えを期待する声もある。事務所開き後、林氏の美祢地区後援会長は、後援会とすればくら替えを期待している。そのために、地元が一丸となって支援の輪を広げていくことが我々の使命であると強調したと、このような記事が出ております。

周知のとおり、山口衆議院第3選挙区における河村建夫議員派と林芳正参議院議員派の選挙活動をめぐる鋭い対立関係があります。私は、いずれの派が勝利するかで、美祢市と国との人的交流にも差が出るのではなかろうかと思っております。

私は、個人の思想や政治信条に立ち入り、これを侵害するつもりは毛頭ありません。お答えいただける範囲で結構ですので、以下の質問にお答えいただけたらと思います。

県内各地における昨今の首長選挙が、言わば、河村建夫派と林芳正派の代理戦争とのマスコミ報道があります。

篠田市長は、4月に行われた萩市長選の際には、林派の候補を応援されていますが、今後の長門市、その他県内他市の市長選において、中立的立場を堅持されるのか、それとも特定候補を支援されるつもりか、お尋ねをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

公務ではなくて、政務に関することですので、お答えできません。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） それでは、次の質問ですが、山口3区における衆議院議員選挙が仮に保守派が分裂し、保守派同士の一騎打ち選挙になりそうな情勢の場合には、篠田市長は保守派の一本化に向けた方向を指示されるのか。それとも、保守の一方に積極的に肩入れをされるおつもりか、お尋ねをいたします。

同じような答えかもしれませんが、あえてお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

政務に関することですので、お答えできません。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 今、政務に関する質問とおっしゃった。字はどのような字を書くんでしょうか、政務っちゅうのは。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと座ってください。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 政務の「む」は務めるという字でございます。公務に対して政務と、政務に対して公務、務めるという字でございます。

以上でございます。（発言する者あり）公務とよその——（発言する者あり）政務——政務とお答えいたしました。（発言する者あり）公務に対する——政務に対する反対——反対語ではないんですけど、政務と公務と分けております。務めるという字でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 今、言葉はよく分かりませんでした。公務と聞こえたんですが、「ほうむ」とも聞こえるし、政務のほうは分かりました。だけど、政務に関することだからお答えできないと、これが何だかよく分からないんですが、説明してもらえませんか。それから、公務っていったら何ですか。その言葉の、2つの言葉の意味をきちんと答えてください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

一般的に、政務と公務ということで使い分けております。公務は市長としての立場での行事等の出席、政務は政治家としての活動でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） お答えいただけないということならば、やむを得ません。

ただ、首長は、政務だって十分活動できるわけです。法的にはいけないというのは1つありません。その立場での質問ということなんですが、お答えをいただけませんので、次に移ります。

市長の政治姿勢についての最後の質問です。

この6月9日付の読売新聞によりますと、東京地検特捜部は、8日、菅原一秀前経済産業大臣を公職選挙法違反、これは寄附行為の禁止に違反したということで、東京簡易裁判所に略式起訴したと発表したと、このような報道がありました。

新型コロナ禍のために、最近行われる葬儀は、家族葬としてひっそり行うのが通例となっているようですが、たまたま訃報を聞きつけた人が誰かに香典を預けて届けると、こういうことは、しょっちゅうあることだろうと思います。

今回の菅原前経産大臣の事案は、この大臣が——前大臣が秘書に香典を届けさせたと、このことが違反行為になったわけです。つまり、政治家が香典を届けようと思えば、現に香典を持って葬儀場に直接届けると、これ以外は違反ということになっております。当然、御案内のとおりと思いますが。

篠田市長、最近、家族葬が多くて、やっぱり香典を届けたいと、思って届けられたケースないでしょうね。念のためお伺いします。

○8番（坪井康男君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

私は、香典をお言づけするということはありません。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 大変難しい、答えにくい質問をいたしました。御答弁いただけたものもありますし、いただけないものもありました。

以上、幾つかお尋ねいたしましたけど、つまり、副市長、教育長の人事の問題、あるいは、市の職員の採用問題並びに国政選挙絡みの問題について、篠田市長の答弁いただいたこと、いただけなかったこと。

実は、私の元に届いております関連の諸情報に照らしてみますと、いずれの点に

ついても、相当な乖離、そごがあるように感じます。

今までお伺いしました諸問題は、美祢市にとっても大変重要なものばかりです。執行部と議会の円滑な関係を維持していく上で、とても大事なことと思いますので、本当のところはどうか、事実の確認ができればと、このように思う次第でございます。

そこで、議長にちょっとお願いなんです。暫時休憩を取っていただき、何らかの形で、今私が御質問申し上げた事実確認を少しでもしていただけないか、提案いたします。いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） ちょっとお尋ねをします。どのような事実関係とおっしゃったんですかね。

○8番（坪井康男君） さっきお伺いしたことについてです。

○議長（竹岡昌治君） 市長は、政務だから答弁できませんって言ってますし。そうすると、それ以外のことですか。

○8番（坪井康男君） いや、そのことについて、違う情報が私に来てると。

○議長（竹岡昌治君） 教育長、副市長人事の件と、それから、今の政治姿勢について答弁が違くと、こうおっしゃってるんですか。

○8番（坪井康男君） 私が聞いている、得てる情報と相当違いがありますよということなんです。

○議長（竹岡昌治君） 分かりました。ちょっと座っていただきたい思います。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

-----  
午後0時58分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

坪井議員の一般質問において、市長の人事の考え方について及び市長の政治姿勢について、篠田市長から答弁があったところでございます。その答弁に対し、坪井議員から私に事実関係を調べてほしいということで、暫時休憩を取らせていただきました。

そこで、休憩中に、坪井議員及び篠田市長の双方からお話をお聞きした結果、事実確認を調べることは困難でありますことから、坪井議員にお願いですが、次の質

間に入っていたきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

それでは、坪井議員どうぞ。坪井議員。

○8番（坪井康男君） それでは、最後の質問に入ります。

本定例議会の初日、つまり9日ですかね、執行部より示されました道の駅おふくの令和2年度事業報告書を見ますと、美祢市から支給された指定管理料1,248万1,000円が売上高の欄に計上されています。前年の令和元年度には、指定管理料1,606万6,000円は営業外収益に計上されていました。

報告書に——通告書、一般質問通告書に記載しておりました、指定管理料の会計処理は売上高か営業外収益かにつきましては、議会初日に令和2年度事業報告がなされた際に、繁田観光商工部長より、次のように答弁をいただいております。

以下、繁田観光商工部長の答弁です。

指定管理料を売上高に計上するか、営業外収益に計上するかについては、毎年こころ変わるのの御指摘ですが、令和元年度については、前社長の強い思いで、指定管理料に頼らない健全な経営を目指すということで、指定管理料を営業外収益のほうにもっていきたいとの意向で、令和元年度決算書が作成されて、税理士もそれを認められたと。つまり、営業外収益に計上することを税理士も認められたということです。つまり、指定管理料の令和元年度の営業外収益計上は、税理士が認めた特異なものであったということです。中略、指定管理料は、業務の対価であり委託料ですから、売上高計上が妥当であると考えますと、このような御意見でした。

毎年、指定管理料の勘定科目がこころ変わるの、企業会計の継続性の原則に反しないかとの私の質問に対しまして、繁田部長は次のように答弁されました。これも、9日の日の繁田部長の答弁です。

令和元年度の決算書に対する株主総会において——これ、主語ははっきり書いて——おっしゃってませんが、篠田市長のことです。株主として、令和元年度だけ指定管理料を営業外収益にもっていくのは、会計の継続性の原則に反するのではないかという意見を申し述べられて——申し述べておられますように、令和元年度が異質な継続性に反する取扱いをしたと、こういう判断をしているところだと、このような御答弁でした。間違いのないと思います。ビデオを再生して文字起こしましたんで。

で、今議会の初日に、以上のことが確認され、執行部は、指定管理料は売上高に計上するのが絶対的に正しいと、こういう立場であることが確認されました。

一般質問通行書の提出時の——提出の締切りは6月1日でございましたから、この9日のやりとりが反映されておられませんので、改めて、次のように質問を変更します。

篠田市長は、令和元年度の決算承認株主総会において、前任の社長がどのように主張されようが、大株主ですから、株主権を盾に、何ゆえに指定管理料の売上高計上の方針を貫徹されなかったのか、篠田市長御自身の御答弁を求めます。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

決算書につきましては、会社が作成され、税理士の調整の下、提出された件でございます。

したがいまして、専門家の目を通された結果、作成された決算書でございますので、御意見だけ申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 市長、あなたは株主ですよ。株主が、指定管理料を売上高に上げろという強い主張といいますか、信念をお持ちじゃないんですか。株主は強いですよ。社長がどんな決算書を出そうと、株主の意思に反するというので、なぜ、それを認められたんですか。それをというのは、営業外収益に上げること。おかしいですよ。あなたがそういう優柔不断だから、確固たる信念を貫徹されないから、話がややこしくなるんですよ。

もう一度聞きます。なぜ、営業外収益を反対されなかったか、もう一度聞きます。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えします。

令和元年の決算におきまして、令和2年の5月に開催されたところでございますが、当時は、社長も出席されておられませんでした。

したがいまして、それを申し上げても、決算の変更——決算書の変更等ができない状況にありましたし、何よりも税理士の判断でもそうされましたので、そこまでは申し上げませんでした。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 株主っていうのは、そなんです。何か今の御答弁は、稚拙な答弁ですよ。市長らしくない答弁ですよ。私が株主だったら、あなたのこの決算書はおかしいと。出席しとろうがおるまいが、おかしいからやり直せと、私だったら言います。もう1回聞きます。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えします。

そこまで——そこまでの強い変更を、こちらが要請する案件ではないと判断したためでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） であるならば、今度は、この5月に行われました令和2年度の決算書、これは、今回はまた売上げに戻りましたよ。

そして、今回、繁田部長の答弁によりますと、税理士は承認っておっしゃってないんですよ、調整しておられると。その結果、売上高が正しいと、こういうことなんですよ。終始一貫してないじゃないですか。おかしいです。

それで、私は何でこれだけしつこく言うかといいますと、あなたが平成27年から4年間社長をしておられた。その間に指定管理料が払われて、払わなくてもいい指定管理——消費税を545万円支払ってるんですよ。税金の無駄遣いじゃないですか。営業外収益に計上すれば、別に指定管理——消費税を払わんでいいじゃないですか。

あなた、それで市民に対して説明がつきますか。そこまで強いあれじゃなかったから、営業外収益で認めたって。こんな、市民をだますような発言じゃないですか。

今回もこのままいきますと、また124万円か、消費税を払いますよ。市民の税金の無駄遣いじゃないですか。きちんと答えてください。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと待ってください。消費税法で——もう1回説明してください。何か勘違いされてるようですから。（発言する者あり）篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問と逆にお尋ねするようになろうかと思えますけど。

一会社の経理が会社の経理方法、勘定科目によって消費税が変わるものでしょう

か。（発言する者あり）そうですか。消費税が課税されるか否かは、勘定科目で判断されるべきものではなくて、当該収入、いわゆる指定管理料が消費税法にいう資産の譲渡等の対価、これに該当するかどうかで、消費税っていうのは決まってくるものじゃないでしょうか。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） あのね、妙な質問を返さんでください。道の駅のおふくのね……

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員、反問権が使えますので、それに対して答えてください。

○8番（坪井康男君） いいって、それはいいですって。私は評価してるんですよ、今の質問。

営業外収益に消費税かかりますか。逆に聞きます。お答えください。

○議長（竹岡昌治君） どっちが答えますか。（「いや、市長答えてください」と呼ぶ者あり）いいですか、篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

ここは、令和元年度の営業外収益について、消費税がかかっているかどうかという確認が必要だろうと思います。

答弁者を決めるのは私でございますので、詳細については、繁田部長から答弁いたさせます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

営業外収益に指定管理料が計上された場合、消費税の課税対象になるかどうかという御質問であったと思っておりますが。

消費税法に基づきますと、第4条第1項に、国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律によって消費税を課税するとなっております、その第2条8号に資産の譲渡等の意義の説明がありますが、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう」とあります。

指定管理料の場合は、サービスの対価ということで、役務の提供に当たりまして、

課税取引となります。

これは、営業外収益に計上された場合においても同じでありまして、実際に前社長の下で調整された消費税の申告書においても、営業外収益で計上された指定管理料の課税計算がされて、申告をされておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 私は、会計の実務をあまりやっていないので、消費税の支払いへの義務はよく知りません。

だけど、私が理解している消費税は、商品を例えば道の駅おふくが仕入れると、そのときには、売主から、今でいえば10%の消費税を預かると。したがって、売主から預かった消費税を預かり消費税勘定に一応置いておいて、今度は逆に物を買って支払ったと。その場合は、道の駅おふくが売主に対して10%の消費税を仮払いすると、それは仮払勘定に入れてると。このようにして、仮受消費税と仮払消費税、その月の差引をして、預かったのが多ければ消費税を払うと、私はこのように理解しています。この理解が間違いかどうか。繁田部長、お答えください。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま坪井議員は、消費税申告の基本であります仮受消費税と仮払消費税の御説明をされましたけども、議員が言われるとおりであると理解をしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） そうしますと、営業外収益に計上するという事は、サービスを道の駅おふくがどなたかに提供して、その対価をもらうということですよ。そうでしょう。それは、道の駅おふくの仕入れとか何とかに何も上がってないんですよ。上がるんなら、営業外収益のほう上がるんなら、それはおっしゃることは分かります。

ですから、この話は、もうここで水かけ論をしてもしようがありませんので、とにかく、税理士の——今回の令和2年度の処理について、税理士の正式な見解を取ってください。

それから、もう1つは、株主総会の会議録、これをこの議会終了までに提出して

ください。それでもって議論いたしましょう。ここで、これ以上水かけ論をやってもしようがありませんから。よろしいですか。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。消費税法に基づく処理と会社会計の処理の仕方は違っても——違うことあるわけですから。

○8番（坪井康男君） いや、あなたに聞いてない。

○議長（竹岡昌治君） いや、どこかちよっと。

○8番（坪井康男君） あなたに聞いてない。

○議長（竹岡昌治君） 勘違いで質問されますと困りますから。

○8番（坪井康男君） そんなことない、そんなことないです。

○議長（竹岡昌治君） 大きな勘違いされてるようです。

○8番（坪井康男君） いいです。だから、税理士の意見を聞いてくださいって。正式の意見書を出して。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

税理士の見解を取っていただきたいという御要望でございますが、税理士の下で調整をされた決算書の中に個別注記表というものを——損益計算書の説明をするために個別注記表というものがございます。

その注記表を読みますと、令和元年度、営業外収益の部に掲載をしておりました指定管理料を当期は売上高の部に計上するように、従来の表示——従来の表示方法に戻しましたとあります。なお、この表示の変更に関わる税引前当期純利益の額に変更はございませんとありますので、改めて税理士の見解を求めることは必要ないと考えております。

また、議事録等におきましても、提出の必要はないものと思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 繁田部長、9日の日のあなたとのやりとりで、令和元年度は、税理士が営業外収益に計上するのを承認されたと発言されてますよ。それで、令和2年度については、税理士が調整されたと、何か曖昧な表現をしておられます。この違いは何ですか。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

令和元年度につきましては、従来、売上げの部に計上しておりました指定管理料を、市からの当該委託料に依存しない経営体制を目指したいという経営方針により、当期においては、営業外収益の部に計上することにいたしましたというのが税理士の見解であろうというふうに考えております。

以上です

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） それならば、平成26年——平成10年から平成26年まで、やっぱり道の駅おふくを指定管理してますよ。そして、指定管理料を払ってますよ。全部営業外収益ですよ。何で篠田市長が社長に就任されて——された27年から突然あれしたんですか。おかしいですよ、つじつまが合わない。

それで、何かおっしゃりたいと思うけど、もう道の駅おふくは、通常のちょこつとした補助金程度の指定管理料では、もう収支が成り立たなくなったんですよ、3,000万円も増資したけど。その結果、何とか収支を合わせるというために、指定管理料を増やした。

だけど、私は、指定管理料は別に売上げに上げなくていいじゃないですか。営業努力で——道の駅の営業努力で売上げが増えたわけじゃないでしょう。市が指定管理料を払っただけじゃないですか。だから、指定管理料支払いが、何も売上げを水増しさせなくても経費の補填でいいじゃないですか。その辺のことを申し上げてるんです。

それで、消費税については、私はさっき申し上げたように、実務はしてませんから、正確には分からないから税理士の意見を取ってくださいと、こう申し上げてます。それでも駄目ですか。お取りにならんのですか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 指定管理料の取扱いの件について、若干御説明をさせていただきます。

地方公共団体から受ける公益事業に係る指定管理料、受託収入に消費税は含まれますかという案件でございますけど、指定管理者制度による地方公共団体の公の施設の指定管理者に指定された場合、その施設の管理に要する費用、いわゆる指定管理料を当該地方公共団体から収受することがある。この指定管理料は、施設の管理

に関する役務の提供の対価でありますことから、消費税法にいう資産の譲渡等の対価に該当し、原則として課税対象になるというのが消費税法基本通達に示されているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 篠田市長ね、私が申し上げてるのは、26年度まで指定管理料払ってますよ。営業外収益に上げとるじゃないですか。何回言ってもお分かりにならない。

だから、とにかく議長、もうこれ以上言ってもしようがありませんから、私は税理士の見解、道の駅おふくについて、税理士の見解書、意見書と、それから株主総会の会議録の提出を求めます。

○議長（竹岡昌治君） その前に、ちょっと坪井議員、消費税五百何万か無駄遣い——税金の無駄遣いという発言がございましたが、訂正されるお気持ちはありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）いや、間違っただ……（発言する者あり）消費税法上からすればおかしいんですよ。（発言する者あり）消費税が500万円無駄遣いをされたら、こういう発言されてるんですが。（「そのままでいいです」と呼ぶ者あり）訂正されませんか。（発言する者あり）基本的にちょっと違ってらるんですがね。（発言する者あり）いや、私のほうに求められても、私は議事進行をきちんとしたいと思いますので。（発言する者あり）勘違いのままで終わりたいではないですね。（発言する者あり）でないと、ちょっと市民の皆さんが誤解を受けます。（発言する者あり）いや、税理士がやった仕事のことなんですから。もう1回きちんと発言しかえてください。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、消費税の問題ですけれども、消費税につきましては、指定管理料は委託料でありまして、施設の管理運営業務に関する役務の提供の対価であることから、消費税法第4条第1項にいう資産の譲渡等の対価、役務の提供に該当し、消費税の課税取引の対象として支払うものとなっておりますところでございます。

また、市は基本——指定管理者と基本協定を締結し、年度協定によって指定管理料を支払っておるものですが、年度協定におきましては、第1条年度協定の目的において、年度協定は本施設の管理業務の各年度の業務の内容及び本業務の実施

の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものとしております。

よって、役務の提供の対価ということでお支払いをしておりますので、消費税の課税対象となるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） もう1分ございます、どうぞ。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 何回も申し上げてます。平成26年度まで指定管理料を払って  
ますよ。全部営業外収益で上げてあります。それとの整合性はどういうことになる  
んですか。整合性取れないじゃないですか。

いろいろありますよ、指定管理料を払うケースもいろいろあります。だけど、そ  
もそも道の駅おふくは、指定管理料、対価として、サービスの対価として恒常的に  
払う仕組みになってないんです。なったのは、平成27年度からですよ。その辺をど  
う説明されますか。

私は、むやみに税金払ってるわけじゃないですよ。きちんと過去の事実も踏まえ  
て申し上げてるんです。とにかく、税理士の意見書を出してください。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

指定管理料を営業収益として、市が——会社のほうが計上をいたしましたのは平  
成27年度からでございます。それ以来、継続して上げておりましたけども、令和元  
年度は、社長の強い意志で営業外収益に計上されたところでございます。

今、坪井議員が26年度までの指定管理料のことを言われましたけども、当時の議  
会の議事録を振り返りますと、坪井議員におかれましては、今と逆の聞き方をされ  
ておまして、例えば、平成26年3月10日の予算委員会等では、市が指定管理料と  
して支出しているものは、なぜ売上高に計上しないのかという御質問をされてお  
ります。

当時、市は営業外収益のほうに会社の決算書で計上されておまして、その理由  
についても、税理士に確認を取っております。

そのときは、現在の平成27年度からの算定方式とは別に、リスク分担として、指  
定管理料をスポット的に支払ったことに関しまして、税理士の見解が売上高に計上  
すべきか、営業外収益に計上すべきかという判断の下に、これはスポット的に支払  
われた指定管理料であり、年間を通じた役務の対価ではないということから、営業

外収益に計上されたということでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 最後にしてください。時間が来ました。

○8番（坪井康男君） あのね、何遍言うても御理解いただけん。私が言うのがおかしいんですかね。

要するに、指定管理料として払っていても、今繁田部長おっしゃったように、スポット的に払うんだったら、それは営業外収益でいいよと。だけど、払い方いかんによっては売上げですよと、そういう非常に総体的なことなんです。指定管理料だから売上げだ、あるいは営業外収益だって、それはないんです。物事ちゅうのは、時と場合によって、同じものが変わるんです。

以上です。もうこれ以上言いません。撤回しませんから。

〔坪井康男君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午後1時31分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月16日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃